

習指導要領等においては、交流及び共同学習の機会を積極的に設ける旨が規定されるとともに、23年8月の改正障害者基本法においても、交流及び共同学習の推進が引き続き明記されたことを踏まえ、今後ともその一層の推進を図ることとしている。

## (2) 地域住民への啓発・広報

障害のある幼児児童生徒が、自立し社会参加するためには、広く社会一般の人々が、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めることが不可欠である。

また、社会教育施設における学級・講座等においては、障害のある人に対する理解を深めることを重要な学習課題の一つと位置付け、青少年の学校外活動や成人一般、高齢者の学習活動が展開されている。

また、精神保健福祉センターや保健所では、精神障害のある人に対する正しい理解を促すため、住民に対する精神保健福祉知識の普及・啓発を行っている。

## 3. 公共サービス従事者等に対する障害者理解の促進

障害のある人が地域において安全に安心して生活していく上では、公務員を始めとする公共サービス従事者等が障害及び障害のある人について理解していることが重要である。

このため、平成17年2月には、旧本部のもとで開催されていた「障害者施策推進課長会議」（障がい者制度改革推進本部の設置（平成21年12月8日閣議決定）に伴い廃止されたが、引き続き各省等は連携して施策の推進に努めている。）の下に設置された「公共サービス適切対応推進チーム」において、障害者団体からの意見聴取や国の窓口現場の調査などを行い「公共サービス窓口における配慮マニュアル」を作成し、配布するとともに、内

閣府ホームページに掲載し、その普及を図っているところである。

警察では、警察学校や警察署等の職場において、新たに採用された警察職員に対する採用時教育の段階から、障害者施設への訪問実習、有識者による講話等、障害のある人の特性や障害に配慮したコミュニケーション等への理解を深めるための研修を行っている。

刑務所等矯正施設に勤務する職員に対しては、矯正研修所及び全国8か所の矯正研修所支所において、各種研修を行っているが、その中では、人権擁護、手話、精神医学などの科目を設けて適切な対応の仕方について講義しているほか、社会福祉施設における介護等体験実習を実施するなどし、障害のある人に対する理解を促進している。

更生保護官署職員に対する各種研修においては、障害のある人に対する理解を含む人権全般に関する講義及び精神障害のある人に関する知識を深める講義や、精神障害のある人等が入所する施設の見学を実施する等、職員の経験や業務内容に応じた研修を行うことにより、障害のある人に対する理解の促進とその徹底を図っている。

## 4. ボランティア活動の推進

### (1) 学校におけるボランティア教育

学校教育において、相手を思いやる心や親切にすること、公共の精神などの豊かな人間性を育むことは大変重要である。

新しい学習指導要領においても、道徳、総合的な学習の時間及び特別活動等において、思いやりの心や助け合いに関する指導、ボランティア活動の充実などを図っている。具体的には、①小学校において、身近な人々と協力し助け合う態度や、相手の立場を理解し支え合う態度を身に付けること、②中学校において、多くの人々の善意や支えにより、日々

の生活や現在の自分があることに感謝し、それにこたえることなどについて指導することとしているとともに、③小・中学校を通じて、ボランティア活動などの社会奉仕の精神を養う体験が得られるような活動を行うこととしている。

高等学校及び特別支援学校高等部では、校長の判断により、ボランティア活動など学校外での多様な活動を36単位を上限に単位として認定することが可能となっている。

また、「豊かな体験活動推進事業」として、児童の豊かな人間性や社会性を育むために、小学校における3泊4日以上宿泊活動を通じて、自然体験やボランティアなど社会奉仕に関わる体験活動を行う小学校の取組に対する補助を行うこととしている。

## (2) 地域福祉等ボランティア活動の促進

近年、高齢化の進展、家族形態・扶養意識の変化、自由時間の増大、生活の質の重視等を背景として、ボランティア活動は国民生活を豊かにする上で大きな可能性があるものとして注目されている。

ボランティア活動の振興の基盤整備については、全国レベルでの福祉意識の高揚を図り、ボランティア活動に対する国民の理解を深めるとともに、ボランティア活動への参加の促進及び活動の全国的な振興を図るため、全国社会福祉協議会内の「全国ボランティア・市民活動振興センター」へ補助を実施している。「全国ボランティア・市民活動振興センター」では、「全国ボランティアフェスティバル」の開催やボランティア活動等に関する啓発・広報活動、情報提供、研修事業等を実施している。

また、地方公共団体や民間団体等に対しては、「地域福祉等推進特別支援事業」として支援を実施しており、既存の制度のみでは充

足できない問題や制度の狭間にある問題など、地域社会における今日的課題の解決を目指す先駆的・試行的取組への補助を実施している。

その他、ボランティア活動の社会的評価の向上を図るため、「全国ボランティアフェスティバル」において、福祉分野等のボランティア活動を永年率先して行い、功績が顕著な個人やグループ・団体、学校等に対し、「ボランティア功労者に対する厚生労働大臣表彰及び感謝状」の贈呈を行っている。

このような取組により、地域において活動したい人が、いつでも、どこでも、だれでも、気軽に、楽しくボランティア活動に参加できるような枠組みづくりに努めている。なお、少子・高齢化対策事業により、NPO等の活動支援のための施設整備についても支援している。

また、内閣府では、多様な個人が能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」を築いていくためには、地域住民やNPO等による社会活動の充実が必要不可欠であるという認識のもと、社会活動の中心的担い手となるリーダーを養成する「青年社会活動コアリーダー育成プログラム」を実施している。

このプログラムは、障害者関連、高齢者関連、青少年関連のそれぞれの分野において社会活動にたずさわる日本の青年を海外へ派遣するとともに、海外の民間組織で活動する青年リーダーを日本に招へいして相互に交流することにより、我が国の社会活動の中核を担う青年リーダーの育成と各国、各分野の青年リーダー相互のネットワークの形成を目指すものである。

このうち障害者関連分野については、平成23年度は、10月に日本青年9名をニュージーランドへ派遣し、翌24年2月にデンマーク、ニュージーランド及びドイツの青年リーダー

計13名を日本に招へいした。

派遣プログラムでは、日本参加青年は、「障害者の社会参加のための支援」をテーマにニュージーランドを訪問し、社会開発省障害者問題担当局において障害者政策の概要について講義を受けた後、障害者の就労支援と就労訓練を行う施設、就労後のカウンセリングを行う施設、身体障害を有する人々の権利擁護団体、脳損傷を専門としたリハビリセンターなどを視察し、そこで活動する青年達との意見交換を通じて、障害のある人一人ひとりのニーズをかなえる地域社会のあり方と、日本の状況に適した「実践への活用方法」について学んだ。

招へいプログラムでは、外国参加青年は、東京で「NPO マネジメントフォーラム」に参加し、別途公募により参加した日本人青年とともに「NPOにおけるプロジェクト・マネジメント」をテーマに合宿によるディスカッションを行った。その後、島根県を訪問し、県の障害者福祉施策についての説明を受けるとともに、出雲市の障害者の就労支援施設、知的障害者の相談支援等を行う入所施設など障害者支援活動の現場を視察し、意見交換を行った。また、島根大学福祉社会コースに在籍する学生との意見交換を行った。さらに、松江市では障害者関係の活動に携わる青年たちと「地域社会を変えていく力」をテーマにセミナーを実施した。



ニュージーランドを訪問（社会開発省）



島根県を訪問（オリエンテーション）